

令和7年度長崎県高次脳機能障害支援養成研修会 開催要領

本研修は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において新設された「高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の算定要件となる研修です。

1 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できるとともに、他の従事者等に対して支援方法を伝達できる障害福祉サービス事業所等に従事する支援者等を養成することを目的とする。

2 主催

長崎県

長崎こども・女性・障害者支援センター（長崎県高次脳機能障害支援センター）

3 受講対象者と定員について

定員：30名程度

対象者：下記①及び②の両方を満たすもの

① 長崎県内の相談支援事業所に従事する相談支援専門員

② 研修日程の全てについて受講が可能な者（基礎研修・実践研修 両方）

※令和7年度は指定計画相談支援を実施している相談支援事業所を対象として実施します。
障害児相談支援についても同様。

4 研修日程

日程			開催形式・会場
基礎研修	オンデマンド受講	☐ 視聴可能期間 令和7年7月14日～令和7年8月27日 ☐ レポート提出期間 <u>令和7年7月14日～令和7年8月11日</u>	Youtubeによる 動画視聴
	レポート提出 講義・演習 （集合研修）	<u>1日目：令和7年8月28日（木）</u> <u>2日目：令和7年8月29日（金）</u> ※時間：別添カリキュラム参照	長崎こども・女性・障害者支援センター
実践研修	オンデマンド受講	☐ 視聴可能期間 令和7年9月8日～令和7年10月19日 ☐ レポート提出期間 <u>令和7年9月8日～令和7年10月6日</u>	Youtubeによる 動画視聴
	レポート提出		

	講義・演習 (集合研修)	1日目:令和7年10月20日(月) 2日目:令和7年10月21日(火) ※時間:別添カリキュラム参照	長崎こども・女 性・障害者支援 センター
--	-----------------	--	----------------------------

※研修会受講に際しては指定する動画を視聴後、レポート提出が必要になります。

※指定の動画URLは申込フォームで入力していただいた個人メールアドレス宛に送付いたします。

※動画は個人視聴のみとします。URLの他者との共有は固くお断りいたします。

※主催者が指定する日時までにレポート課題の提出がない、又はレポート課題の内容に不備がある場合は、研修会受講をお断りさせていただく場合がございます。

※実践研修の受講者は、基礎研修の修了者とします。

※基礎研修のみ、実践研修のみの受講はできません。

5 会場

長崎こども・女性・障害者支援センター 大会議室

住所:長崎市橋口町10-22

6 研修内容

別添カリキュラムのとおり

7 受講料

無料

8 受講申し込み

申し込みフォーム(7月13日(日) 申し込み締め切り)
(URL)

<https://forms.office.com/r/UMg52j2DVF>



- ・基礎研修、実践研修の両方の受講が必須です。予定をご確認のうえ申込みください
- ・申込みは所属する事業所の管理者が行ってください
- ・申込みフォームから、令和7年7月13日(日)までにお申込みください。(必着)
- ・同事業所からの申込みは原則1名とさせていただきます
- ・申し込みの際にご入力いただいた情報は、修了証書作成に活用いたしますので、誤字脱字の無いようにご注意ください
- ・受講決定後の受講者変更については対応できかねますのでご了承ください

9 受講者の決定

- ・受講者の決定は、主催者が選考の上決定いたします
- ・受講の可否は、レポート提出期間終了日から7日以内に実施主体から管理者へメールにて通知いたします。メールが届かない場合は、問い合わせ先までご連絡ください
- ・定員を超える申し込みがあった場合は、下記選定基準を基に選定いたします

(選定基準)

申込要件を満たす者のうち、原則以下の基準に基づき選定する。ただし、地域の事情等を総合的に勘案し選定を行う。

- ①原則 1 事業所 1 名とする
- ②現在、高次脳機能障害児・者への支援を継続して行っている事業所を優先する
- ③次年度以降の研修協力の意向等を勘案する
- ④事前レポート課題の内容を勘案する

※次年度以降も本研修会は開催予定としています。今年度受講できなかった方は次年度以降再度申し込みください。

※受講申込時の情報に虚偽があることが判明した場合は、修了証書の交付後であっても、修了認定の取り消し等の措置を講じることがあります。

10 その他の留意点

- ・基礎研修及び実践研修の両課程を修了した場合のみ、「高次脳機能障害(者)支援体制加算」の算定要件を満たすものとします
- ・遅刻・途中退席 等があった場合は、原則として修了者と認めることはできません
- ・研修中の録画・録音・撮影、研修資料の複製・二次利用は禁止とさせていただきます
- ・本研修受講申込者の申込情報については、研修開催業務にのみ使用します

11 お問い合わせ先

長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター(長崎県高次脳機能障害支援センター)

担当:精神保健福祉課 脇屋、鷹取

TEL(095)844-5515 FAX(095)844-1849

E-mail: m-wakiya@pref.nagasaki.lg.jp